

健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書

下記の1から3の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。
(1から3以外の理由では、この申出書を提出することができません。)

被 保 険 者 情 報	被保険者証	記号 801	番号			
	氏名	(フリガナ).....	生年月日	昭和 平成	年	月 日
	住所	〒	—	都・道 府・県	電話番号 (日中の連絡先)	()

▶ 該当する資格喪失事由の番号を○で囲み、該当項目をご記入ください。

資 格 喪 失 事 由	1. 健康保険(または船員保険)の被保険者資格を取得したため	
	(1)再取得後の健康保険(または船員保険)の被保険者証の記号番号	
	(2)保険者名	① 健康保険組合 ② 全国健康保険協会 支部 ③ 共済組合
	(3)資格取得年月日	令和 年 月 日
	2. 後期高齢者医療制度の被保険者となったため (65歳以上75歳未満の方で、政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定を受けた方に限る)	
	(1)後期高齢者医療の被保険者証の被保険者番号	
	(2)都道府県後期高齢者医療広域連合の名称	()後期高齢者医療広域連合
	(3)資格取得年月日	令和 年 月 日
	3. 任意継続被保険者(前納した場合も含む)でなくなることを希望するため	
	備 考	

※添付書類と留意事項は、裏面をご覧ください。

健保組合 記入欄	令和 年 月 日 喪失
-------------	-------------

【添付書類と留意事項】

喪失事由	添付書類	留意事項
1 または 2 の方	<p>●任意継続被保険者の被保険者証(被扶養者分を含む) * 高齢受給者証や限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。</p> <p>●新たに取得した被保険者証のコピー</p>	<p>○資格喪失年月日は、新たに取得した被保険者証の資格取得年月日となります。</p> <p>○保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。</p>
3 の方	<p>●任意継続被保険者の被保険者証(被扶養者分を含む)</p> <p>【※被保険者証等の添付について】 申出月の月末までは被保険者証を使用することができます。 被保険者証は、申出月の翌月 1 日以降に健保組合業務課適用係あて送付ください。 (高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証なども同様となります。)</p>	<p>○資格喪失年月日は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月 1 日となります。</p> <p>○保険料は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月分までかかります。</p> <p>○申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。</p>

【その他】

- ・被保険者証等を紛失し、添付できない場合は「滅失届」を添付してください。
- ・資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月の保険料はかかります。